

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（こども家庭庁成育局成育環境課、保育政策課、成育基盤企画課、支援局虐待防止対策課）

項目名	こども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置											
税目	所得税、法人税、印紙税、関税等											
要望の内容	<p>「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するためのこども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、税制上の所要の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業や児童の福祉の増進について相談に応ずる事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）上の社会福祉事業に該当し、その公益性等に鑑みて、非課税措置等、税制上の優遇措置の適用等を受けることができることとされている。 ・特例措置の内容 改正法において、児童福祉法上に新たに「妊婦等包括相談支援事業」及び「乳児等通園支援事業」を位置づけるとともに、両者について、社会福祉法上の社会福祉事業に位置づけることとしていること等から、改正法等の施行後においても、これらの事業等について、社会福祉事業として各種税制上の優遇措置の適用等を要望する。 <table border="1" data-bbox="901 940 1503 1108"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>○ 2030年代に入るまでが、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであり、「こども未来戦略方針」における「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく具体的政策等を実施し、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、生まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>○ 政策目的を達成するには、子育てを支援する施策や児童の健やかな成長を支援する施策の拡充、安定的な提供及びその質の向上が不可欠である。児童福祉法に基づく各種事業については、現行、社会福祉法上の社会福祉事業に該当し、その公益性等に鑑みて、非課税措置等、税制上の優遇措置の適用を受け、当該優遇措置が政策目的の達成に寄与している。今般、改正法において、新たに「妊婦等包括相談支援事業」及び「乳児等通園支援事業」を児童福祉法上の事業として位置づけることとしていること等から、改正法等の施行後も、上記と同様の趣旨のほか、事業間の公平性も鑑み、非課税措置等を行う必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系 ＜こども政策の推進＞ 1. こども政策の総合的な推進 2. 母子保健衛生対策に関する施策の推進 3. 保育対策及びこども・子育て支援対策に関する施策の推進 4～8 （略）
		政策の達成目標	若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	改正法により創設した「妊婦等包括相談支援事業」及び「乳児等通園支援事業」については、その事業の公益性等に鑑みて社会福祉事業として位置づけられることが予定されている。社会福祉事業については、税制上の優遇措置の適用を受けているところであり、新たに創設した事業等について税制措置を行うことは、現行制度との一貫性や事業間の公平性を担保するとともに、政策目的を達成する妥当な措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	令和6年度税制改正要望において、「こども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置」として同様の要望を行ったもののうち、今般要望している事項については、改正法の施行に併せて要望することとした。	